6月9日(1日目) 1コマ

「居住支援協議会等活動支援事業」

【説明者】 住宅局でございます。それでは、まず1コマ目の居住支援協議会等活動支援事業につきまして、説明資料に沿って説明させていただきます。

1ページを御覧ください。この事業は、住宅セーフティネット法に位置づけられた居住 支援協議会・居住支援法人等が行う住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅の入居の円滑化に関 する活動等に対して支援を行う事業ですが、まずは事業の背景について説明いたします。

低額所得者、高齢者、障がい者、外国人等の住宅確保要配慮者に対する賃貸人、いわゆる大家さんの入居拒否感は依然として高く、入居制限がなされているという現実にあります。

2ページを御覧ください。一方で、入居前の居住支援だけでなく、入居後も引き続き居住支援を行うことにより、住宅確保要配慮者に対する大家さんの不安や拒否感が緩和され、円滑な入居につながる可能性があります。必要な居住支援策については属性ごとに異なっておりますが、きめ細かな支援があって初めて大家さんが安心して家を貸せる環境がつくられることになります。

3ページ目を御覧ください。続いて住宅セーフティネット制度の概要です。このような 状況の下、住宅セーフティネット法が平成29年に改正され、住宅セーフティネット制度 が創設されました。制度の柱は記載のとおりですが、本日御議論いただく補助事業につい ては、③の居住支援を支えるものとなっております。

4ページを御覧ください。続いて居住支援を担う居住支援協議会・居住支援法人の概要です。

居住支援協議会は、住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進のため、地方公共団体等からなる協議会であり、関係者の情報交換やネットワーク形成、住宅相談等を行っているものです。居住支援法人は、NPO法人等の法人格を持った団体が入居に係る相談、見守りなどの生活支援を行っているものです。

5ページを御覧ください。この協議会等への活動支援事業については、補助限度額は1 団体当たり原則1,000万円としております。予算額については、本年度は12億円弱ですが、実施している団体数は増加しており、十分な予算の配分ができていないという状況になっております。 6ページを御覧ください。続いて論点について説明いたします。1つ目の論点は市区町村協議会への支援の重点化です。

居住支援は、基礎自治体である市区町村の役割が大きく、住生活基本計画における成果 目標としても掲げていることから、支援の軸足を都道府県から市区町村に移すべきではな いかという論点です。

7ページを御覧ください。2つ目の論点は、補助金の配分方法の見直しです。居住支援 法人の事業環境が厳しいことなどを踏まえれば、限りある予算をどのように配分するかは 課題となり得ます。特に立ち上げ期の支援に重点化するなどの配分方法を見直すべきでは ないかという論点です。

8ページを御覧ください。3つ目の論点は、現状のアウトカムは、居住支援協議会を設立する市区町村の人口カバー率としておりますが、住宅確保要配慮者の入居制限の状況や 入居実績、相談件数等をアウトカムとすべきではないかというものです。参考資料については、適宜ご参照いただければと思います。

最後に、ロジックモデルについて説明したいと思います。現状把握としましては、先ほどの説明のとおり、住宅確保要配慮者の住まいの確保に関する問題は深刻化しており、住宅セーフティネット制度によりこの円滑な入居を促進しているところです。

課題設定としましては、居住支援協議会や居住支援法人等による入居の円滑化に関する活動等に対して支援を行い、住宅確保要配慮者の入居を促進するとともに、事前勉強会で御指摘いただいたところですが、補助事業を通じて得た居住支援活動に関する知見を踏まえ、住宅セーフティネット制度や居住支援体制の在り方を検討することとしております。

アクティビティとしましては、居住支援協議会等の入居の円滑化に関する活動等に対する補助としており、活動支援を実施した数をアウトプットとしているところです。アウトカムとしましては、居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率を掲げているところです。最終的には住宅確保要配慮者の居住の安定を実現することをインパクトとしているところです。

説明は以上でございます。

【大沼会計課長】 それでは、確認の意味も含めまして、本事業に関して考えられる論点を3つ、私のほうから提示させていただきます。1点目は今、説明にありましたとおり、アウトカム指標が、居住支援協議会を設立した市区町村による人口カバー率ということになってございます。市区町村の居住支援協議会の設立が促進されるよう、重点的に支援す

るべきではないかというのが1つ目の論点でございます。

2つ目は、居住支援活動は民間事業でございます。立ち上げ時の支援に重点化し、指定 後の経過年数に応じて補助額を減少させるなど、配分方法等を見直すべき点はないかと、 これが2つ目の点でございます。

3つ目、これもご説明ありましたけども、最終的にこの事業のインパクトは、先ほどのロジックモデルでもございますように、居住の安定の実現でございます。そうなった場合に、住宅確保要配慮者に対する賃貸人の入居制限の状況や、住宅確保要配慮者の入居実績、相談件数など、居住支援活動に関する適切なアウトカムを設定すべきではないかという点も論点でございます。

以上、3点を基本に御議論いただければと思います。それでは、杉本先生、よろしくお 願いいたします。

【杉本委員】 取りまとめ役の杉本でございます。本日はよろしくお願いします。

ご説明ありがとうございました。内容、非常によく分かりました。事前の勉強会でもいろいろ御指摘させていただいておりましたけれども、早速ですが、質疑のほうに入らせていただきたいと思います。

それでは、御参加の先生方、御質問のほうございませんでしょうか。

それでは、取りまとめ役の立場を利用させていただきまして、私のほうから、二、三、質問させていただければと思います。この居住支援協議会の活動を支援するという事業、住宅困窮者の方が世の中数多くいらっしゃり、今コロナ禍でますます大変になっていると。必要性は間違いなくあると思います。ですが、そのやり方について、従来から問題になっていたということがあると思います。問題といいますか、例えば平成26年において、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備事業、こちらがやはり公開プロセスの中で話題になっておりまして、そのときに今提示していただいたような論点が既に提示されていて、そもそもこの事業、困窮者の方を支援する事業を民間の住宅オーナーの支援で行うということ自体が現実的なのだろうかというような話も、そのときに既に指摘されていたのではないかと思います。

そのときの取りまとめ結果が非常に厳しくて、この事業は廃止ということだったと思います。そういうこともあって、公営住宅の活用ということに事業内容が変わっていったのかなと思うのですが、平成28年の行政改革推進会議の秋のレビューというものがありまして、ここでも住宅確保要配慮安心居住推進事業、セーフティネット整備推進事業が一つ

テーマとして挙がっておりまして、オーナーの方がこの事業にも応じるインセンティブが 確保できているのかどうか、まだ十分な確保ができてないのではないか。

それから、入居対象となる住宅確保要配慮者、困窮者の方の入居ニーズや住宅オーナーの意向調査が十分できてないのではないかという御指摘があって、結論としては、事業全体のさらなる改善が必要となったのではないかと思うのですが、公表されている資料ですとか、今Youtubeでもこのときの議論がアップされたりして、私も全部見たわけではないですけれども、そういうような過去の変遷があったと思うのです。そういう意味では、公営住宅を使うということにシフトしたり、民間の助けを借りようとシフトしたり、何かちょっと迷走しているのではないかという気が私はしたんですけれども、過去どのような経緯があったのか、少し補足いただけますと助かると思うのですが。

【説明者】 ご質問ありがとうございます。それでは、3ページを御覧いただければと思いますが、今先生のほうから26年、28年と指摘があったということで、26年の時には廃止という厳しい結果になったという話でございますが、この住宅セーフティネット制度につきましては、平成29年に法改正でできた制度でございます。

それで公営住宅、なかなかやっぱり今後増えるというところもないので、民間をうまく活用して、住宅確保要配慮者の方に居住の安定を図ってもらおうということで、それで26年に廃止された事業というのは、住宅確保要配慮者以外の方も受け入れるということで、かなり大家を利するのではないかという指摘だったと私もあの資料を見て感じたところでございますが、この平成29年にできたセーフティネット制度は、①、②、③と3ページにございますが、②の登録住宅の改修・入居への経済的支援につきましては、住宅確保要配慮者の専用住宅、他の人ではなく本当に困窮している人のための住宅の改修ということで、かなり見直して行っているというところでございまして、また、箱の整備だけでは不十分ということで、③の住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援では、箱とその困った人のマッチング支援ということで、新しくその居住支援法人というような枠組みも法律の中に位置づけてやっているというところでございます。先生が先ほどおっしゃっていたのは26年、28年はどちらかというと箱の話の議論かと思うのですが、29年のセーフティネット制度でそういった箱の補助制度についてもかなりきちっと絞っていますし、そういった入居支援というソフト的なところについても応援していく仕組みとして、今回の事業があるというところでございます。

ちょっと直接なお答えになったかどうか分かりませんけど、以上です。

【杉本委員】 ご回答どうもありがとうございました。非常に過去の経緯、よく分かりました。ただ、根本的な発想といたしまして、私も本屋さんとかでよく見るんですけれども、賃貸住宅経営のコツなんていう本が出ておりますと、オーナーさんが不動産仲介業者さんに、なるべくそのときには付け届けぐらいまでして、テナントさんの質を上げていかないと賃貸住宅うまく回りませんよ。居住用の場合には将来的に手数が多くなるような人はなるべく入居させないで、それで若くてファミリーとかで、割と早く回転してくれる人を多く入居させないと、賃貸住宅によっては駄目ですよと書いてあるような本が多数出版されていると思うのです。

そのような状況の中で、この住宅困窮者の方は、まさにそういう本の中では避けたほうがいいと言われている人たちが相当含まれているという気がするのです。この事業を行うことで、この世の中のといいますか、住宅オーナーにとってみると利回りをよくしたいとか、金銭的な要因というのは非常に大きいと思いますけれども、それを変えていって、昔の長屋の大家さんみたいに困った人がいたら手伝ってあげようかというように世の中全体のオーナーさんを変えていくんだという話にも聞こえるんですけれども、その点、実現性はどれぐらいあると思っていらっしゃるのでしょうか。

【説明者】 質問ありがとうございます。なかなか難しい質問かと思いますが、確かに今入居制限、入居拒否の実態があるというのはこの資料でも示させていただいているとこなんですけど、例えば資料の8ページにその居住支援活動に関するアウトカムの設定で、賃貸人における募集時の入居制限の状況ということで、これを見ると若干右肩下がりにも見えるので、多分オーナーさんの意識は徐々に改善しているというか、プラスになっているかなと感じているところであります。

手前どもとしましても、この右肩下がりというのが本当、ゼロに近づくと非常にいい世の中になるのかなということで、この居住支援協議会の活動支援事業を進めさせていただいているというところでございます。

【杉本委員】 ありがとうございます。そうすると少しずつ効果が見えているというご 理解をしているというところでしょうかね。

【説明者】 と考えておりますし、この事業に基づいて、実際に入居が実現したという数もそれなりにあるので、そこは効果があると考えております。

【杉本委員】 ありがとうございました。それでは、ほかの委員の先生、ご質問、どう ぞお願いします。石井先生。 【石井委員】 ご説明どうもありがとうございます。石井でございます。

少し冒頭の事業のご説明のところで、事前勉強会等でも伺っているところですが、もう 一度確認させてください。この事業は、この説明資料の3ページの住宅セーフティネット 制度というものが3本の柱というのがあったとしたときに、この3番目という理解で。

【説明者】 そのとおりでございます。

【石井委員】 ありがとうございます。この居住支援に係る事業のレビューだという理解をしました。4ページの居住支援協議会及び居住支援法人、ここの活動を支援していると、そういう理解で。

【説明者】 そのとおりです。協議会及び法人の支援を行っています。

【石井委員】 ありがとうございます。そうするとこの協議会とか支援法人がどういう 活動をするからそれの事業費を補助する、そのような形になるのですか。

【説明者】 事業費、例えば居住支援協議会の場合ですと、情報提供や、法人や市町村を集めた会議を行ったりとか、あと居住支援法人だと、入居前の不動産屋への同行や入居後の見守り支援とかいろいろそういった事業に対しての支援なんですけど、主としては人件費が主になると理解いただければと思います。

【石井委員】 その人件費という部分でいけば、いろんな活動をされていると思いますので、協議会であったり支援法人さんのいろんな活動費用、そういうのが含まれているという理解ですか。分かりました。

先ほどご説明いただいたところの論点3が8ページのグラフのところなんですけども、このグラフを見ると、外国人の方とか生活保護受給者の方への入居制限というものは、特にこの2つ、右肩下がりというか、これがよい傾向でありこういう姿を目指していくということだと思うんですけども、一方で、支援している事業としてお金を出している、支援している先は支援法人だったり支援協議会と。その活動がこの比率が下がったというところに、この比率が下がっていく、さらには比率が下がるだけじゃなくて実際に入居できているというところが、まさにこのインパクトのほうはそのようになっているんですけども、このいろんな施策があると思うんですね、家賃の支援とかいろんな施策がある中で、この協議会等の方々の活動がこの右肩下がりに効いているということは、何かどのように測定していらっしゃるとか、そういうのはあるのでしょうか。

【説明者】 そういった意味では、この右肩下がりの原因がうちの事業によるものかどうかというところについてはっきりと相関を取ったかというと、そこは難しいかなと思っ

ています。

ただ、こういった居住支援法人とかに補助を行うことによって、大家さんの不安、大家さんとしては入居者が例えば何かトラブルを起こしたりとか、そういったことが不安で入居制限を行っているというところもあろうかと思うのですが、そのときに例えば居住支援法人が何かトラブルがあったら自分のところに言ってくれれば対応しますよみたいな話をして、大家さんの不安が解消されるということはあると思います。この右肩下がりが全てうちの事業なり居住支援法人の活動で下がっているとまではちょっと申しませんが、少なくともこの右肩下がりの要因の一因になっているということは確信を持って言えるかと思います。

【石井委員】 ありがとうございます。私も決してダイレクトに、なかなか外堀というかいろんな形の中で事業の効果があるということだと思うのですけれども、やはりその協議会の方々の活動だったりその法人の活動というものが、大家さんの不安を取り除いたというところに、例えば何かこういう活動とか相談とかそういうのがあり、対応することでその大家さんの不安が取り除かれて、ほかの制度ですけども、登録制度の登録住宅数が増えるということだと思いますので、事業として支援をした協議会等の活動が大家さんの不安が取れることに決して役に立っていないとは思っていないですけれども、逆に言うと、こういう活動を通じて役に立っているというのは、やっぱり測定していかなければならないのかなという感じがしております。

ちょっと感想みたいになってしまいましたけども、以上でございます。

【説明者】 どうもご指摘ありがとうございます。そういった活動がうまくその大家さんの不安の解消になっているかどうかというのは、どこまで測定できるかというところはありますが、今後の事業を進めるに当たって肝に銘じて進めていきたいと思います。

【杉本委員】 よろしいでしょうか。では、アトキンソン先生、お願いします。

【アトキンソン委員】 これは何%だとかそういうような数字のデータになっていると 思いますけども、外国人などで、こういう協議会に対してお金を出していることは分かり ますが、実際に助けてもらっている人の数は、全国で大体どのぐらいなのですか、1年間 で。

【説明者】 ちょっと質問にダイレクトに答えられているかどうか分からないですけど、 この居住支援法人の活動で入居につながった数というのを大体把握しておりまして、外国 人の方が幾つという数字は持ってないのですけど、この活動によって昨年度は約3,00 0件の入居が実現したというようなデータはあります。

【アトキンソン委員】 この事業全体ということは、高齢者だとかいろんな方を含めて ということでしょうか。

【説明者】 高齢者とか含めて大体3,000件ぐらいの。

【アトキンソン委員】 全部含めて。

【説明者】 はい。

【杉本委員】 よろしいでしょうか。それでは、林先生、お願いします。

【林委員】 私より先に上山先生が手を挙げていらっしゃいました。

【杉本委員】 そうでしたか、じゃあすいません、上山先生お願いします。

【上山委員】 ありがとうございます。すいません、ちょっと教えていただきたいんですけど、これ補助の出し方は1,000万円定額なわけですよね、1,000万円を上限として定額なわけですよね。

【説明者】 そのとおりでございます。

【上山委員】 先ほど事業費は人件費が大半であるということで、そうすると人件費って、単発なものじゃなくて継続的に続いていくわけですよね。

【説明者】 そのとおりです。

【上山委員】 そうすると最初の1,000万円を渡したところで、それはいずれは消えてしまいますと、なくなっちゃうとそこまでだという気がするのですが、それはその後どういうふうにされていくというような、それは1,000万円で継続的に事業が続いていくような形のプランというのを出してもらっているということなのでしょうか、単純にこれだけかかるのでこれに使いますという話だと何年かたったらなくなっておしまいで、それ以降は事業として継続しないという形になってしまうと思うのですけれど。

【説明者】 これは1年当たり1,000万ということでの補助金の出し方になっておりまして、それで例えば令和3年度だったら3年度で補助金の申請を出していただいて、活動していただくと。それでまた令和4年度は令和4年度で、補助金の申請を出していただいて支援をしていくと、そのような仕組みになっています。

【上山委員】 そうすると毎年同じところに1,000万円ずつ、毎年毎年補助金が交付されるみたいな形になっていくのですか。

【説明者】 実際はもっと少ない額だったりするのですけど、上限額は1,000万ということで、毎年毎年同じ法人に出していっているということもあり得ます。

【上山委員】 そうするとすいません、先ほどの説明資料の2ページを見ると、必要な居住支援策の中で、人件費が主に使われるのは見守りとか生活支援というところだと思うのですけど、実際のところ多分大家さんの立場からすると、家賃債務保証の情報提供とかもすごく大きなポイントになってくると思うのです。そこのところの手当というのは、あまりこの形だとされてないように思うのですけれども、その辺はどうなのでしょうか、別途の事業で手当てするという形になってくるのでしょうか。

【説明者】 家賃債務保証の情報提供をするその居住支援法人の方の提供している人件 費を出しているというような理解をしていただければと思います。だから、こういう情報 提供をやっている居住支援法人の担当者の人件費を見ているということです。

【上山委員】 これはすいません、非常に曖昧な書き方なんですけど、多分気になられている方というのは、大家さんの立場ですね、家賃債務保証の情報提供と書いてあるんですけども、実際のところはその情報ではなくて実際に家賃がちゃんと確保されるのかと、保証のところではないかと思います。わざわざ情報提供って書いてあるのは特に何か意味があってこういう書き方になっているんですか。

【説明者】 情報提供というその言葉自体に何か深い意味合いを込めて書いているということではないと思います。

【上山委員】 そうするとやっぱり現実的には情報提供というよりは実際に債務を保証 してもらうとか、そういったところが多分ポイントになってくるんと思うのです。そこの 部分というのはこの事業、さっきと同じ質問になりますけど、この事業じゃなくて別の事 業か何かでカバーされているのですか。

【説明者】 それでは、3ページを御覧いただければと思います。3ページの左下に② の経済的支援というオレンジ色の箱があるかと思うのですけど、その中に家賃債務保証料の補助という仕組みもあり、直接今日の議論の事業ではないですけど、そういった手当ては行っているというところでございます。

【上山委員】 そういった事業もあるという話なのですね。

【説明者】 おっしゃるとおりです。

【上山委員】 分かりました。ちょっと教えていただきたいのですけど、今先ほどこの 事業を通じて、相談を通じて3,000人ほど住居が確保できたというお話がありました ね。

【説明者】 いたしました。

【上山委員】 そうですよね。当初予算9億円ほどで、9億円で実際は3年度はさらに執行額が15億円ですかね。それで3,000人とすると1件当たり幾らぐらいかかっているのかという話になりますね。

【アトキンソン委員】 32万から40万ぐらいですね。

【上山委員】 そういったとき要は事業のバランスとしてこっちがいいのか、端的に保証のほうに力を入れたらいいのか、そのバランスというのはどういうふうに見ながらやられているんですか。

【説明者】 このバランスというか、これ自体入居につながったという話もこの効果の一つですけど、ただ、入居中の見守りとかいろんなことをやっている事業でありますので、単純に9億円を3,000で割るということではなくて、いろいろな居住支援の中での、先ほど3,000人の入居につながったというのは、一つの例として申したわけでございますので、ちょっとなかなかバランスというところは難しいのですけど、この事業ではそういった入居につながった以外にもそういった見守りとか、退去時の話とか、いろいろ全てを包含して補助を行っているというところで、すいません、ちょっとあまり答えになってないかもしれませんが。

【上山委員】 ほかの施策とのバランスをどういうふうに見られているのですかという ことをお聞きしたかったのですけども。

【説明者】 ほかの施策とのバランスという意味におきましては、このセーフティネット制度で、それぞれ登録制度、経済的支援、マッチングとありますけど、バランスというのは何をもってバランスかというのはあるのですけど、それぞれ必要なことだと考えておりますので、支援を行っているというところです。

【上山委員】 限られた予算を一番効率的に活用するという形でのバランスという意味でお聞きしています。どれも必要だというのは間違いないと思いますし、必要なだけ全部幾らでも出すという考え方ももしかしたらあるのかもしれないです。これは別に収益性を求める事業でも何でもないですし、社会的な保障、生存権という話だと思うので、そこは確保しなければいけないので全部出しますという考え方もあるのかもしれないですけど、おっしゃられた限られた予算の中で効率的にということを考えるのであれば、どういったバランスでそれは見ているのですかということをお聞きしたかったんですけど。

【説明者】 なかなかこの10億円というのが妥当かどうかという話かと思いますけど、これは……。

【上山委員】 10億円が妥当かじゃなくて、10億円をこれに充てるのが妥当かどうかという話だと思うのです。ほかの事業に幾らというのが分からないですけど、そういったところで幾らを別の事業に、さっきので言えば保証に充てて、10億をこちらに充ててという形でのバランスとして、どれが一番効果を上げるには最大なのかなというところを考えながらやっていらっしゃるのですかと。そういったところを聞きたかったのですけども。

【説明者】 この10億円を居住支援の活動に充てたほうがいいのか、家賃債務保証のほうに充てたほうがいいのかというところをきちんと比較検証しているかというと、そこはできてない部分も正直あるかとも思いますが、手前どもとしましては、居住支援というのは必要で大切なことだということで、所要額を確保して支援していると考えています。

【上山委員】 必要なのはさっきも申し上げたとおりで、必要だから全部やるというのだったら、そういう考え方あるとは思いますけど、あくまでもその限られた予算の中でということであれば、その配分としてどうするのが一番いいのだろうというのは頭に入れてやっていただく必要があるのかなと思いますので、似たような事業があるのであれば、その中でバランスを考えながらやっていっていただくようにしたほうがいいかなと思います。

【説明者】 どうもありがとうございました。

【杉本委員】 それでは、林先生、お願いします。

【林委員】 ありがとうございます。成果目標、論点①、実は論点①から③は全部連携しているのではないかと思っていますけれども、市区町村の協議会の設立を促進していきましょうというところなのですけど、これは勉強会でもお聞きしたところがあるかもしれませんが、それは要するに設立を促進するということは数が増えるということでして、たとえ定額であっても年度ごとに支援すべき協議会が増えますと。パイがその数の増加に応じて増えていけばいいでしょうけども、なかなかそうもいかないと思いますので、そうすると設立を促進するとなると、それは1協議会当たり、または1支援法人当たりの支援額が減っていく可能性もあるように思われると。それが本当に妥当なのだろうかというところがちょっと疑問に思っているところです。

法律上はその協議会は別に知事の指定とかになっていなくて、支援法人とか地公体とかが組織すればできるとなっているので、設置しようと思えばできるという状態の中で設置してないところがあるということはそれなりに理由があるのじゃないかとも思われます。 そのことも併せて考えると、この市区町村の協議会の設立が促進されるようにという設定 の仕方、またそれに基づく国の総人口に占める割合のカバー率というのを目標とするところは、どうもその政策目標と本当に合致しているのでしょうかという疑問を持っているのですけども、その点はいかがでしょうか。

【説明者】 ある程度やはりそういった住宅の確保に困っている方々がいろいろ相談したりとか、そういったことができるような環境整備というのは必要だと思っていまして、それでやっぱり住宅と福祉の連携ということも言われておりますので、そういった協議会でそれぞれの市町村の中で住宅と福祉が連携して、そのエリアのお住まいに困った方が気軽に相談できたりとか、情報提供を受けられるようなそういった条件整備をやるということは必要かなと考えているというところです。

【林委員】 必要性自体は理解するのですけども、それはやはりちゃんと頑張って協議会がどうかというところをあまり加味しない、もともとその定額制で渡すということになっていますので、数が増えるとそれはどんどん金額が増えていくという話なので、必要性は理解するのですが、適切に配分されているのかという観点からは、例えばこの参考資料にも福岡ですかね、頑張っていますという例が挙がっていますけども、各協議会がどの程度具体的に寄与しているのかとか、または実際に協力できる基礎があるか、すなわち言い換えれば登録制度で登録されている大家さんが当該地域にどの程度数があるか、支援すべき対象がそもそもどれぐらいあるかという指標ですとか、頑張っているところにちゃんとお金が行くようになっていますということをチェックする機能がないと、カバー率だけだと、本当に有効な資源配分がなされないのではないかという気がしているのですが、その点はいかがでしょうか。

【説明者】 ありがとうございます。確かにこれまではまだ協議会の数も100前後ということでしたけど、今後もっと増えていくとなると、どうしてもやっぱり重点化していかなきゃというところで、平板に配分するのではなくて、今先生おっしゃられたように、いろいろ頑張ったところとかその中の市町村の状況とかを見ながら、少しやっぱり重みづけを考えながら限りある財源、今後協議会がどんどん増えていくともう少し一つ一つの市町村の状況とかを加味できるところは加味しながら配分していかなきゃいけないと思っておりますので、ご指摘を踏まえて今後考えていきたいと思います。

【林委員】 分かりました、分かりましたが、数が増えてから考えるというよりは同時並行的と思います。カバー率が本当に総人口50%という数字でいいのかとか、その指標の設け方もいろいろあろうかと思いますので、ご検討いただけますと幸いです。

【説明者】 ありがとうございます。この50%という目標は先ほども少し申しましたけど、住生活基本計画の中での目標ということで、一応それはそれで掲げてございますので、実際にそこの重点化とかそういったことについてはまた考えていきたいと思います。

【大沼会計課長】 残り時間が5分、7、8分というところでございますので、先生方におかれましては、コメントの記入を始めていただければ幸いでございます。

【杉本委員】 田島先生、よろしくお願いします。

【田島委員】 ありがとうございます。ただいまのご質問とも関連するかとは思うのですけれども、人口カバー率という形で目標設定されているというのは、これは基本的に都市部でこういったものを充実させていくために、都市部でこういったものが設立されればおのずと人口カバー率が上がっていくと。それを念頭に置いた上でこういう目標設定されていると考えてよろしいのですかね。

【説明者】 あまり都市部とかそれ以外とかということを考えてということでは正直なくて、都市部を重点的にというと、逆にこの制度はセーフティネットが基本的な思想なので、そこから漏れてしまったところがどうなるのかというところもありますので、都市部、地方部どちらにバランスを持ってということは正直考えてなかったということで、その指標を設定したときの人口カバー率が25%だったので、マイルストーンとして、またその倍の50%ということで目標を掲げさせていただいているというところでございます。

【田島委員】 なるほど、実際に人口が同じ規模、数いてもその持家率みたいなものが地域によって全然違うので、大半の方が持家に住んでいて、大家さんという事業をやっている人が多くないところでこういう協議会に支援をお願いするのと、多くの方が賃貸住宅に住まわれているというところで実施するということでは、全然効率が異なってくると思っているので、私自身としては、これは全国のべつ幕なしにやるというよりは、むしろ都市部で住宅困窮している方に対しては賃貸住宅に入りやすいように、一方で、地方部についてはいわゆる賃貸市場ではなくて、何らか安い形で住宅を取得できるような支援をするというのも十分あり得る話だと考えているところです。

ということも含めて、この1協議会というのが横浜市ですとか名古屋市とかいう単位の、 広島市というような単位のところもあれば、人口数万人のところも含まれている中で、い ずれの協議会に対しても1,000万円の補助額ですというのは、ちょっとデザインとし ては効率化に資するものではないのかなという感想を持っているところです。ここについ ては、制度の設計によっても少し打率のよい支援ができるようになるのではないかなと思 いました。

【説明者】 ありがとうございます。ご指摘を踏まえて今後またいろいろ検討したいと 思います。

【杉本委員】 アトキンソンさん、お願いします。

【アトキンソン委員】 入居者の3,000件というのは単純で割っちゃいけないというのは、それは分かりますけども、そうするとこの制度の対象になる人の総人数でもいいのですけども、または相談件数とかそういうような人口カバー率ではなくて、毎年大体どのぐらいの相談が来ているのか、どのぐらい実績があるのかというようなデータというのはないですか。

【説明者】 今ちょっと詳細なデータを持っているわけではないですけど、大体1法人当たり100件程度、相談を受けているとかという話はあると聞いています。

【アトキンソン委員】 100件。

【説明者】 1法人当たり。

【アトキンソン委員】 ということは、1万件ぐらいということですかね。

【説明者】 今、居住支援法人、全国に約500ありますので、500掛ける100で 大体オーダーですけど、5万件というオーダーなのかなと。

【アトキンソン委員】 ということは1件当たりというのは相当高いものになっていますよね。法人によってはこの件数が全然違うということもあり得ますよね。

【説明者】 それは法人の規模によって違うこともあり得ます。

【アトキンソン委員】 その効率性をどうやって測って、チェックしていらっしゃるのですか。

【説明者】 実際に従事した時間で把握しているのと、あとは実際に成約につながった 件数とかも加味して、予算を配分しているところです。

【アトキンソン委員】 しかし、1件当たり相当高いですよ。

【説明者】 そういう印象を持たれるのだったらそうかもしれません。

【アトキンソン委員】 分かりました。ありがとうございます。

【杉本委員】 上山先生、お願いします。

【上山委員】 今と同じような質問になりますけど、補助金を定額で渡して、かつ今後 高齢者も増えていって、もしかしたら外国人も増えていくかもしれないという中で、どん どんどんどん必要な資金というのは増えていくと思いますけれども、実際に今、成約した 件数だとかで決めているとかというお話もありましたけど、事業報告というのはどういった形で提出が義務づけられているのですか。

【説明者】 一応、終わったらどれだけの成果がというのは報告をしてもらうようにしています。

【上山委員】 それをベースに翌年を増減したりしているということですか。

【説明者】 翌年というか、当該年度の配分とかに加味しています。

【上山委員】 当該年度というのは、やったことに対して事後的に補助金を渡すというような形になっているということですか。

【説明者】 はい。

【上山委員】 ということなんですね、分かりました。あとすいません、ちょっと事業の仕組みで教えていただきたいんですけど、御省から直接交付している場合と、もう1か所経由している場合とありますよね。

【説明者】 ございます。

【上山委員】 福祉何とか研究所でしたっけ。これってどういう違いがあるんですか。

【説明者】 これは要は補助金を配分するに当たって、全部本省で直接やるのがなかなか手間な場合があるので、その事務事業者というのを公募して選んで、そこに補助金を配分してもらうという業務をお願いしていると。それで、実際その事務事業者を決めるまでに時間が必要なので、その事務事業者が決まるまでの間は本省が直接配分しているという関係になっています。

【上山委員】 並行してやっているわけじゃなくて、基本的には事務事業者に全部任せるんだけど、決まるまでの間は御省がやられているということなのですか。

【説明者】 基本的にそんな考えです。

【上山委員】 そうすると実際に交付されている割合を見ると、半年ぐらいは御省でやられているという感じなのですか。事務事業者を通して交付されているのが164で、御省が直接渡されているのが174という形になっているので。

【説明者】 すいません、補足をさせていただきますけれども、令和3年度につきましては、まずその予算を執行するのが基本的に4月からという形になってまいりますけれども、できるだけ早め早めに交付決定をするということで、4月1日から居住支援法人さんにご活動いただけるようにということで、年度が明ける前から募集を開始して交付決定をしていたというものが、本省が直接交付決定をしているもの。

4月以降に交付決定をしていくものについては、予算をもう活用できる時期となってございますので、こういった事務事業者を介して交付をしているというところで、それぞれの額になっているとご理解いただければと思います。

【上山委員】 半分自分のところでできるのだったら全部できそうな気がするので、逆に言うと事務事業者を使わなきゃいけないのであれば、もっと使ったほうが効率がいいということであれば、もっと早くから事務事業者を関与させて、そちらにもっと投げたほうがいいような気もするので、ちょっとここのスタンスというのがやや分かりにくいところがあるのですけど、効率性という意味でどうするのが一番いいのという話で、御省だけでできるのであれば事務事業者とか使わないほうが、間でお金が落ちることはないわけですし、逆に多少お金を使っても事務事業者を使ったほうが効率がいいというのであれば、もっとより使うべきだと思いますし、この流れを見ているとちょっとどういうスタンスなのかよく分からないというのが正直なところです。

【説明者】 分かりました。確かにこれを見ると大体同額ぐらいになっているので、どっちにというところがちょっと分かりにくいところもあったかもしれませんが、基本的に本省の手間をなるべく軽減すべく、事務事業者にお願いできればというところはございますので、今後はどういうやり方がいいのかというのは考えていきたいと思います。

【上山委員】 手間を減らすというか、どれが一番資金効率がいいかという話ですよね。

【説明者】 はい。

【上山委員】 結構です。

【杉本委員】 林先生、手が挙がっていますでしょうか、挙がってない。

【林委員】 失礼しました。消し忘れです。

【石井委員】 すいません、そろそろ時間もあれで、ちょっと確認ですけど、冒頭のご説明の中で、なかなか予算として限られた財源として十分ではないというか、そういう話があったと思うのですけども、令和3年度の執行率といったところでは、前年度からの繰越しを入れて99%、ほぼ100%の執行だというところで、これはレビューシートのほうの資金の流れといったところとかで見ていくと、今の事務事業者の話にもつながるところもあるのですが、居住支援法人だったり協議会等が補助支援の対象であって、一方で、例えば居住支援協議会等というところでは、このレビューシートの資金の流れで言うところのDの矢印ですけども、2億7,800万、60団体に出ていると。協議会そのものが100幾つかあるということは、これは結局予算、財源がもう上限に達してしまったから、

エントリーというかそういう補助等の申込みがあった協議会や支援法人に対して出せていないという理解になるのですか。

【説明者】 これは手を挙げてきたところには全部出していると、ほかのところは手挙 げてなかったと理解いただければ。

【石井委員】 そういう意味では手を挙げてきたところに、ちょっと繰り返しちゃいますけど、手を挙げてきたところに対しては、ちょっと今日の議論のメインとなっているかもしれませんが、そういう人件費等を中心とした定額ということで支援補助が行われているというところなのですね。もっとあればもっと出せる先が増えるとか、そういうわけではないということですかね。成果とか効果とか、そういったところの測定との兼ね合いなんですけども、分かりました、ありがとうございます。

【杉本委員】 それ以外に質問、よろしいでしょうか。もう一つ質問してよろしいですか。

昨年の予算の中で、共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業というのがございましたが、2021年ですね。この事業は今回の居住支援協議会等活動支援事業と同じ事業なのでしょうか。すいません、ホームページのほうから拝見したんですけれども、予算規模が約10億円。

【説明者】 その共生社会の中の一部が今日の事業です。

【杉本委員】 そのうちの一部がこの拠出なんですね、分かりました。そうするとこちらのほうでは、居住支援協議会だけではなくて公益住宅に係るPPPの導入候補の選定ですとか、そういうような事業も含まれていたみたいですけども、今回なくなっちゃったわけではなくて、また別途あるという。

【説明者】 そういった理解で結構です。

【杉本委員】 分かりました。先ほど私もちょっと質問させていただいたところに絡むんですけれども、民間の賃貸住宅の支援を通じたものと、住宅困窮者に対する効果と、それからURも含めて公営住宅を使った支援と、二通り方法が、大きな流れが2つあると思うんですけれども、これは効果としては公営住宅のほうが基本的には高いけれども、数に限りがあるので民間のほうに頼んでいるというスタンスなのでしょうか。

【説明者】 そうですね、基本的にやっぱり公営住宅も今後どんどん増えるという話にはなかなかならないと思いますので、建替え等は行われていますけど、やっぱりそこは公営住宅のボリュームに限りがあるから、民間の空き家とかをうまく活用しながら進めてい

くというような基本的な考えになるかと思います。

【杉本委員】 そうすると優先順位としては公営が先で、それでうまくいかなかったらといいますか、資金的にも相当公営住宅を造るといったら資金がかかるでしょうから、そうすると民間のほうにという順番で考えていらっしゃるのでしょうか。

【説明者】 いや、そこは順番という概念はあまりなくて、それぞれはそれぞれでというところになるので、公営住宅よりこっちの制度が劣後するとかそういった関係ではないと思います。

【杉本委員】 なるほど、B/Cという観点では、いずれのほうが高いというようなイメージをお持ちでしょうか。

【説明者】 そこはすいません、ちょっと今日の居住支援の話とちょっと別の話になるので、そこは今即答できないです。

【杉本委員】 全体の予算の中の割り振りみたいなところもあるのかもしれないんですけれども、今日の事業とはちょっと外れているところを質問してしまって、すいませんでした。いずれにせよ先ほどの資料にあったように、この事業の効果かどうか分からないんですが、住宅困窮者の人のニーズがこの統計資料によりますと少しずつ満たされているというのはすばらしいことなのだろうなと思いますが、先生方が指摘されていますように、それがそもそもこの事業とどれぐらい関係しているのかとか、それから、各地域の支援事業、協議会のパフォーマンスが効果測定できてないのではないかというようなご指摘があると思うのですが、同じようなことを前から指摘されているように思うのですけれども、ここら辺の活動、成果指標というのはなかなか取りにくいものなのでしょうか、難しい話なのでしょうか。

【説明者】 活動……。

【杉本委員】 素人的な言い方をすると、住宅困窮者の人がこの事業によってどれぐらい救済されたのかと、数的なこともありますし、それから資金的なこともあるかもしれません。困窮度合いによっても違うかもしれないですが、そこがこの成果指標だけですとちょっとぴんとこないという、そういうご意見だと思うのです。このご意見というのは今に始まったわけじゃなくて、昔から同じようなことが指摘されてきたと思うのですが、それでも、そのたびに検討していただいていると思いますけど、現時点においてもまだ実現していないというのは、指標の取り方が非常に難しいのかなとも思うのですが、その点どうでしょうか。

【説明者】 確かに住宅確保要配慮者、例えば高齢者とか世の中で何万人いるというのは多分取れると思いますけど、その中で本当に住宅に困窮する世帯がどれくらいいるかとか、なかなか指標として取るのがちょっと困難だというところもあってうまく取れてないのかなと思っています。

【杉本委員】 ありがとうございました。あと冒頭、私が本当にこれは効果があるのと言っていたところなのですが、確かに資金的な支援をすれば、そこの範囲では民間住宅のオーナーさんもその資金でカバーできる範囲では御協力いただけると思うのです。ですけれども、そもそもその資金が、その範囲が出てちょっとでも損してもいいから、住宅困窮者の方に手を差し伸べてあげようというオーナーさんというのは、どれぐらい増えているものなのでしょうかね。

【説明者】 そこはなかなか難しいところでありますが、オーナーさんの中でもやっぱりいろいろ障がい者の方を積極的に受け入れたりとかしているオーナーさんの話とか聞いたりしますし、だから、肌感覚としてはそういったオーナーさんもそれなりにいるとは思いますけど、なかなかどれだけ増えているかということを計測するのはちょっと難しいかなと。

【杉本委員】 増えているというイメージですか。例えば今企業ではESGですとかということで社会貢献活動をしていこうという、いろんな面で例えば CO_2 開示なんか分かりやすいところなのですが、こういう例えば雇用に難がある方をどれぐらい雇っているかとか、そういう指標を発表しているところもありますよね。そういう観点で、雇用されている方も含めて、社会全体で住宅に困窮している人にこういう形で支援していこうとか、そういうような活動に結びついている側面というのはあるのでしょうかね。

【説明者】 そこは何とも難しいところです、すいません。

【林委員】 一言だけいいですか。

【杉本委員】 お願いします。

【林委員】 なかなか難しいというお話がありましたけども、他方で、支援協議会の活動内容はネットワーク形成ですとか連携してくださいと書いてあって、4ページ目の不動産・福祉団体への働きかけもその活動内容に入っているので、例えば当該地域における登録された大家さんはどれぐらい増えたかとか、そういった指標も取ろうと思えば取れるんじゃないかなと思っていたのですけど、それは難しいんですかね。

【説明者】 具体的に例えば登録住宅がどれだけ増えたかとかという指標は取ろうと思

ったら取れるかと思いますが、これまであまりそういった指標とかを取っていなかったというところもあったりしますので、今後もう少しいろいろ定量的に分析できるように、なるべく指標は取れるものは取っていろいろ政策に反映できればと思います。

【林委員】 ありがとうございます。この説明資料を見て登録制度のところが一番数字 が取りやすいだろうなと思ったのでお尋ねしました。ありがとうございます。

【杉本委員】 もう一つお伺いしていいでしょうか。2年ぐらい前の日経新聞に、居住支援協議会と連携して空き家政策、空き家をあっせんするといいますか、住宅困窮者の方にあっせんするということを一部行われているというような記事があったんですけれども、マッチングできればいいなと思いますけれども、そもそも今問題、空き家になっているところというのは、そこに住みたい方がいないから空き家になっていて、住宅困窮者の方はどちらかというと社会的な支援が必要で、駅からすごく遠いとか林間部に近いようなところにあるとか、そういうところでは生活そのものができなくて、うまくマッチングできそうもないなというようにその当時思った記憶があるんですが、この空き家政策に対する貢献というのはどれぐらいあるんでしょうか。

【説明者】 確かに今おっしゃられたとおり、空き家になるべくなっているというものが結構あったり、使いにくいようなものが空き家になっているというのが現実だと思います。

それで空き家があって、住まいに困っている人がいるから、それをマッチングさせたらいいじゃないかというような単純なことでもないので、やっぱり空き家になるべく空き家になっているものについて、そこに住まいに困っているからといってすぐ入るというような簡単な話ではないと思うので、空き家の中でもやっぱりいろいろあって、そういった魅力的な空き家にはうまくマッチングできるかと思いますが、空き家によりけりということになるかと思います。

【杉本委員】 なかなか難しいというところなのでしょうかね、ありがとうございました。 コメントの取りまとめができましたので、発表させていただきます。

本事業に関する評価結果ですが、「事業内容の一部改善」が3名、「事業全体の抜本的な 改善」が3名という結果でございました。

主なコメントを紹介させていただきます。

効果についての成果指標の具体性を上げていただきたい。協議会のパフォーマンス自体 も測定してはどうだろうか。 人口カバー率ではなくて、入居者の件数、相談件数、などのデータをアウトカムにすべき。 各法人の生産性も把握するべき。

協議会、支援法人への支援が住宅確保要配慮者の居住の安定につながっているのかが見えにくい。

適切な支援活動を行っているかという協議会の活動の評価、登録住宅の数を反映した配分がなされるべきように思われる。単純な人口カバー率で成果ありなしとすべきではない。 ほかの居住支援策、例えば債務保証等、公営住宅等とバランスを考えて、本事業への資金配分を考えていただきたい。

全国一律での支援については大いに疑問が残るといったご意見がございました。

これらのご意見を踏まえまして、この公開プロセスの評価結果及び取りまとめといたしましては、「事業全体の抜本的な改善」とさせていただきたいと思います。

単純な人口カバー率だけではなくて、成果指標の具体性を上げていただきたい。

各法人の生産性も含めて、協議会、支援法人の活動そのものの評価・測定をしていただきたい。そのためにアウトプット指標、アウトカム指標についてもう一回検討していただきたい。

他の居住支援策、公営住宅等とバランスを考えて、本事業への資金配分を考えていただきたい。

以上でございます。どうもありがとうございました。